

I 基礎編

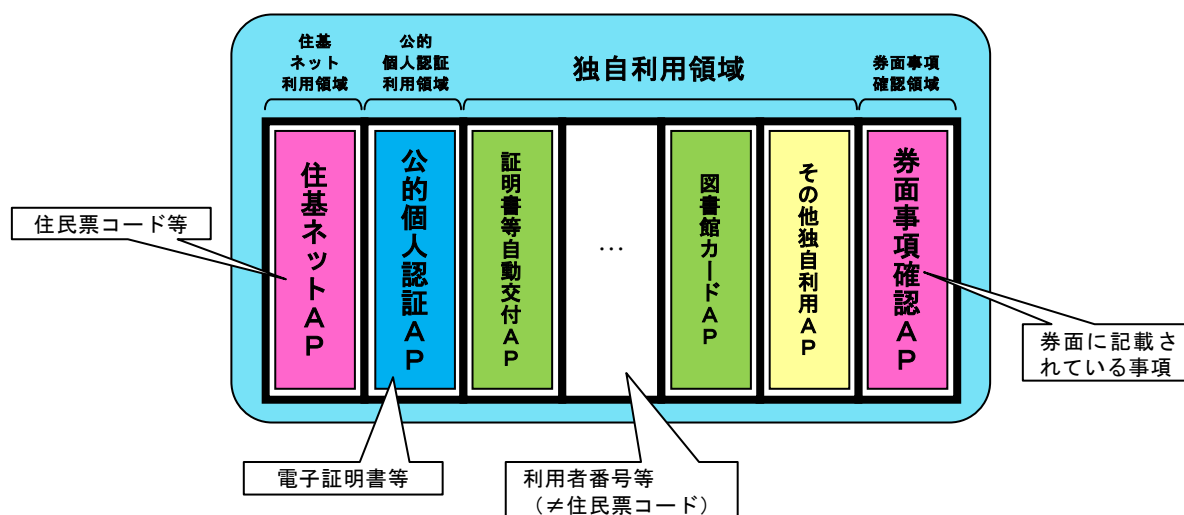
この基礎編では、住民基本台帳カードの多目的利用を検討しようとする皆さんに、多目的利用における基本的な事項について紹介します。

1 住民基本台帳カードとは

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）とは、住民基本台帳法に基づいて、住所地の市区町村（以下「市町村」という。）から希望する住民に対して交付される IC カードのことです。

住基カードは、平成 15 年 8 月からの住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の二次稼働における「転入転出の特例」、「住民票の写しの広域交付」等に利用します。

住基カードの IC チップの中には、この住基ネットが規定する領域（住基ネット利用領域、券面事項確認領域）のほかに、公的個人認証サービスのための利用領域（公的個人認証利用領域）が確保されています。そして、これら以外の領域は、全国の市町村が独自利用を行うための領域（以下「独自利用領域」という。）として確保できます。市町村は、条例の定めるところにより、この独自利用領域を活用したさまざまなサービスを提供できます。以下に、住基カードの IC チップ部分のイメージを示します。（図－1）。



図－1 IC チップのイメージ

住基カードには、複数のカードアプリケーション（以下「カードAP」という。）を搭載することができる仕様となっています。なお、カードAPとは、サービスの提供に必要な情報を登録するもので、それぞれのサービス専用利用されます。それぞれのカードAPは独立しており、また、他のサービスから利用及び参照はできない等、セキュリティについて配慮されています。

住基カードは、交付時に住基ネット基本利用領域、券面事項確認領域及び公的個人認証利用領域が確保されており、それぞれ住基ネットAP、券面事項確認AP、公的個人認証APが搭載されます。それら以外の領域は、独自利用領域として、市町村が条例の定めるところによるサービスの提供に必要な情報を登録するためのカードAPを搭載できます。

市町村が住基カードを利用し独自にサービスを提供するためには、独自利用領域に、サービス提供に必要なカード AP を搭載しなければなりません。なお、搭載できるカード AP の数は、交付する住基カードのメモリ容量により異なります。

また、独自利用領域内のカード AP は、住基カードの交付後、住民の希望により随時搭載や削除が可能です。

（１）IC チップ部分の利用

住基ネットによるサービスを受けるための住基ネット利用領域には、住民票コードが記録されており、市町村窓口等での本人確認に利用できます。住所地以外での住民票の写しの交付請求や転入転出の届出の特例（住基カード取得者は、付記転出届を郵送することにより、役所には転入時の１回で済む）による転入届の際の本人確認等に利用します。

また、電子申請等を利用するための公的個人認証利用領域には、公的個人認証サービスの電子証明書を格納することができます。これにより、インターネットによる電子申請等の手続のなりすましや改ざん、送信否認を防止し、安全確実に行うことができます。

さらに、市町村が独自にさまざまな住民サービスに利用できる独自利用領域には、住民票コードとは異なる利用者番号等を記録して利用します。これは、各市町村が条例に定めるところにより行うもので、カードを活用して、それぞれの地域にあった独自の行政サービスを提供できるようにしているものです。

（２）券面の利用

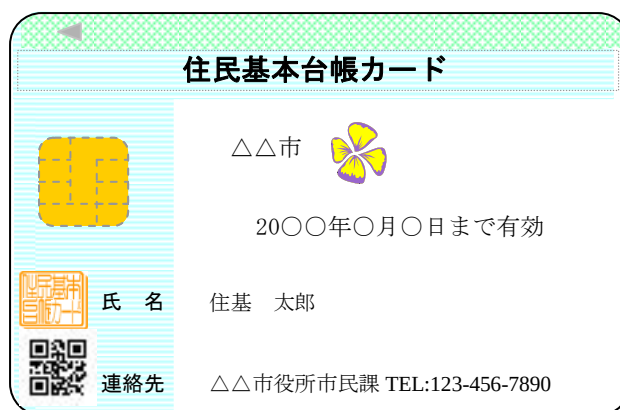
住基カードの券面印刷には、写真付きのタイプと写真なしのタイプの２種類があります。

写真付きのタイプには、写真、氏名、住所、生年月日、性別、交付地市町村名、有効期限（発行日から１０年間）、その他（市町村によって異なります。例：窓口連絡先、注意事項、市章やマスコット等）が載っています（図－２）



図－２ 写真付きのタイプの券面デザイン

また、写真なしのタイプには、氏名、交付地市町村名、有効期限（発行日から 10 年間）、その他（市町村によって異なります。例：窓口連絡先、注意事項、市章やマスコット等）が載っています（図－3）



図－3 写真なしのタイプの券面デザイン

写真付きタイプの住基カードについては、預貯金契約締結等の取引開始や一般旅券の発給申請等の際の本人確認書類として関係する法令にも位置づけられており、さまざまな場面で公的証明書として利用することもできます。写真付き公的証明書としては、運転免許証等がありますが、写真付き住基カードには、以下のようなメリットがあります。

- ・住民基本台帳に記載されている市町村から、安価（500 円程度・無料の市町村もある）かつ簡単な手続きにて交付を受けられる。
- ・券面には、氏名、住所等の必要最小限の情報しか記載されておらず（本籍地や番号の記載がない）、個人情報保護に配慮されている。

岩手県紫波町のように、写真付きのタイプの住基カードが、町の住民であることの公的証明書であることを活かして、町の公共施設だけでなく、民間施設での住民向けサービスの際の本人確認手段として積極的に活用されている事例もあります。

平成 17 年 4 月 1 日に個人情報保護法が完全施行され、個人情報保護に対する意識が高まっている中、住基カードの高いセキュリティ機能について、住民に十分な理解を得られていないケースも見受けられます。市町村では、住基カードの高いセキュリティ対策等について、住民への広報・説明を積極的に行い、国、都道府県及び市町村が連携を図りながら、住基カードの正しい認識を広めるための努力を行っていくことが重要です。

2 独自利用領域の多目的利用

独自利用領域を利用した条例利用サービスの例は、以下のとおりです。

- ① 証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス
- ② 申請書を自動的に作成するサービス
- ③ 検診、健康診断又は健康相談の申込み、結果の照会等を行うサービス
- ④ 事故、急病等で救急医療を受ける場合、あらかじめ登録した本人情報を医療機関等に提供するサービス
- ⑤ 災害時等において、避難者情報の登録、避難場所の検索等を行うサービス
- ⑥ 公共施設の空き照会、予約等を行うサービス
- ⑦ 図書館の利用、図書の貸出し等を行うサービス
- ⑧ 健康保険、老人保健等の資格確認を行うサービス
- ⑨ 介護保険の資格確認等を行うサービス
- ⑩ 高齢者等の緊急通報を行うサービス
- ⑪ 病院の診察券等として利用するサービス
- ⑫ 商店街での利用に応じポイント情報を保存し、これを活用するサービス
- ⑬ 公共交通機関の利用に係るサービス
- ⑭ 地域通貨、電子福祉チケット等に係るサービス
- ⑮ 公共料金等の決済に係るサービス

このように市町村では、さまざまな住基カードの多目的利用サービスを住民に提供しています。

多目的利用サービスには、財団法人地方自治情報センター（以下「センター」という。）が開発した「IC カード標準システム」を利用したサービスと市町村が独自に開発したシステムを利用したサービスがあります。

市町村別のサービスの導入状況は、13 ページから 18 ページに掲載した「7 多目的利用団体の一覧」をご参照ください。

（1）IC カード標準システムの利用

上記の①、②、⑦のサービスについては、市町村において住基カードを利用した住民サービスを容易に提供することが可能な標準的なシステムとして、センターが「IC カード標準システム」（以下「標準システム」という。）を開発し、そのソフトウェアを、希望する市町村に対し、無償で提供しています。なお、上記①、⑦のサービスについては、標準システムが規定するインタフェースに従ったシステムを市町村にて構築することにより、利用することができます。

標準システムを利用することにより、これまで財源やマンパワーの不足等の理由から IC カードを利用した住民サービスを見送っていた市町村においても住基カードを

利用した住民サービスを容易に提供することができます。

このようなサービスが利用できるシステムを、市町村単独で導入した場合と標準システムを導入した場合の経費のメリットについては、以下の比較表を参考にしてください。

比較表

ICカード標準システムを導入することによる経費のメリット

市区町村単独導入の場合		ICカード標準システム導入の場合
住基カード管理システム開発費	無償提供による 経費削減部分	ICカード標準システム 基本システム(無償)
業務システム開発費		ICカード標準システム 業務システム(無償)
専用回線使用料		専用回線使用料
SI費		SI費
基本ソフトウェア(OS等)		基本ソフトウェア(OS等)
ハードウェア		ハードウェア

* どちらの場合も稼働後のランニングコストは必要です。

上記の「住基カード管理システム」とは、住民(利用者)を識別する認証情報等といった情報を独自利用領域に設定したり、その設定した情報を管理したりするシステムです。このシステムには、それらの情報を取り扱う職員の権限を制限する機能等も必要です。

また、「業務システム」とは、申請書自動作成といった対住民用業務のシステムのことです。あわせて、住基カードにより利用者を識別するため、「住基カード管理システム」と連携する機能を有します。

標準システムでは、これらの機能を提供しています。

平成 25 年 3 月現在における標準システムの利用団体は、143 市区町村です。

(2) 市町村独自システムの利用

市町村は、標準システムが提供するサービスの他に、独自に上記③～⑥、⑧～⑮のサービスを追加することもできます。

市町村独自のサービスを開発する際に、標準システムが規定するインタフェースに準ずることで、標準システムの業務システムのサービスと同様の運用ができます。

3 IC カード標準システムの概要

(1) システムのコンセプト

① すべての種類の住基カードに対応

市町村合併等により、ひとつの市町村で異なるベンダの住基カードが混在する場合でも、システムとして対応できます。

したがって、市町村が住基カードを追加調達する際に、既に交付されている住基カードの種別やベンダにとらわれることなく、その時点で最適の住基カードを選択できます。

② 市町村の業務の実情に対応

プログラムの変更（カスタマイズ）を行うことなく、パラメータの設定により、画面レイアウトの変更、帳票様式の変更等ができます。

パラメータは、市町村の職員により、容易に設定できます。

③ 複数の市町村での共同利用にも配慮

住基カードを交付する市町村でのサービス提供だけでなく、他の市町村と共同利用することもできます。

④ 市町村での独自システムの開発も容易

市町村が住基カードを利用した住民サービスを提供するシステムを構築する際に、標準システムと連携すれば、安価かつ容易に開発できます。

(2) 運用面の特徴

① カード運用状態の確認

標準システムでは、住基ネット CS（コミュニケーションサーバ）と連携することにより、運用中のカードでのみ、カード AP の搭載及びサービス提供を行います。したがって、有効期限切れなどの住基カードを誤って利用されることはありません。

② サービスの利用の円滑化

標準システムでは、サービスの利用開始及び停止手続きを、円滑に進められます。

i サービスの利用開始手続き

市町村の職員は、住民からのサービス利用の申込みにより、独自利用領域へのカード AP の搭載及び業務システムへの利用登録を行います。

ii サービスの停止手続き

市町村の職員は、住基カード紛失の届出等により、利用しているサービスを停止することができます。

③ 住民情報入力作業の省力化

標準システムでは、既存住民情報システムから住民情報を取り込むことができるため、職員が住民情報を入力する必要はありません。

④ 共同利用

市町村が住基カードの IC チップや磁気ストライプ部分等を用いて多目的利用するには、住基カードに、サービス提供に必要な情報を書き込むなどのシステムが必要です。これらのシステムについては、単独の市町村で運用するほか、複数の市町村で共同利用することも可能です。システムの共同利用には、個々の市町村が単独でシステムを維持管理するのに比べ、割り勘効果による経費の削減が期待されます。

i システムの共同利用

標準システムでは、ハードウェア、OS、ミドルウェア、アプリケーション及びカード AP を、複数市町村で共同利用できるため、各市町村で、導入・運用コストの低減が図れます。

ii 登録情報の共同利用

標準システムでは、複数市町村で住民に対して広域的なサービスを行う場合、各システムに登録される情報等を共同利用できるため、職員の利便性向上が図れます。

⑤ チューニング

標準システムは、各市町村の業務の実状により、市町村の職員が、容易にチューニングでき、帳票レイアウトの変更等のほか、画面の色、フォント、ボタン文言、タイトルガイダンスの文言、説明文等の変更ができます。

⑥ インターネット利用

標準システムは、インターネットを利用して、住民にサービスを提供できます。

住民がサービスを受けるためには、インターネットに接続しているパソコン等の端末及び公的個人認証サービス用に対応した IC カードリーダーが必要で

標準システムでは、申請書自動作成サービスが、インターネットで利用可能です。

⑦ 市町村独自のサービスの追加

市町村は、標準システムが提供するサービスの他に、独自のサービスを追加できます。

市町村独自のサービスを開発する際に、標準システムが規定するインタフェースに準ずることで、標準システムのサービスと同様の運用ができます。

⑧ 市町村独自発行カードの利用

標準システムは、近隣市町村の住民等、自市町村の住基カードが発行できない方にも対応できるように、市町村が独自に発行した IC カードも利用できます。

⑨ 引越継続利用への対応

標準システムは、平成 24 年 7 月 9 日に施行された改正住基法の引越継続利用にも対応したシステムとなっており、他市町村から転入した住基カードについても引き続き条例利用サービスが可能となります。

4 コンビニエンスストアにおける証明書等の交付の概要

住民基本台帳カードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書・各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しがコンビニエンスストアで取得できます。コンビニ交付サービスを実施している団体の住民が対象で、全国のセブン・イレブンの店舗で証明書等の取得ができるサービスです。

コンビニ交付の効果については、住民の享受するメリットと市町村側のメリットがあげられます。

住民のメリットとしては、いつでもどこでも証明書等の交付が受けられる点が挙げられます。これまでであれば住所地の市町村窓口まで出向かなければ証明書等の交付が受けられませんでした。これがコンビニ交付であれば、全国のコンビニ店舗（現時点ではセブン・イレブン）で交付が受けられます。しかも、通常の市町村窓口であれば 9～17 時といわれるような、窓口の開庁時間でないと交付を受けられませんでした。コンビニ交付であれば、窓口の開庁時間外や土日等にも、住民の生活に合わせた柔軟なタイミングで交付を受けることが可能です。

市町村側のメリットとしては、事務の効率化と行政コストの削減があげられます。市町村の窓口は、多くの市町村で常に混雑しています。その混雑を緩和するための対策として、自動交付機を設置するという方法があります。しかし、自動交付機は高価なことも影響しているのか、全国で 300 弱、約 1/6 の市町村にしか設置されていないのが現状です。

コンビニ交付は自動交付機を設置するよりも安価にシステム等が整備でき、市町村が設置することのできる自動交付機の数よりもはるかに多くの、全国のコンビニ店舗で交付を受けられることから、窓口の混雑緩和の効果は大きいものになります。

コンビニ交付の詳細は、本手引きの 56 ページ「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）導入検討の手引き」をご確認ください。

5 市民カード・印鑑登録証・図書カードの住基カードへのワンカード化

5.1 市民カード

独自利用領域は、市町村が利用目的に関する条項等を条例に定めた上で、多目的に利用できます。また、住基カードの磁気ストライプ部分及び券面へのバーコード等の記載についても同様に利用できます。

このように、これまで市町村がバーコード、磁気カード及び IC カードで行ってきた住民サービスを、すべて住基カードで実現することができます。例えば、証明書の自動交付サービスは、従来、多くの市町村で、市民カードなどの名称で、磁気カードを利用して行われていましたが、セキュリティの向上等を目的として、住基カードに移行する団体が徐々に増えています。今後、新たに証明書自動交付サービスを導入する団体は、当初からセキュリティの高い住基カードでシステムを構築することが望ましいと考えられます。

なお、既に磁気カードでシステムを構築している団体は、当面、住基カードの磁気ストライプ部分を活用することにより、住基カードの多目的利用を実施するという方法も考えられます。この場合は、自動交付のサービスを提供するシステムや自動交付機に対して改修を行う必要がなく、導入経費の抑制につながります。これは、住基カードと自動交付サービス用のカードというように、複数種類のカードを交付する必要がなく、住基カードへワンカード化できるためです。その後、サービスを提供するシステムの更新時期に、独自利用領域を活用した多目的利用に切り替えることでセキュリティの向上を図るという、段階的な導入も可能です。

福井県丹南広域組合（鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町）では、平成 9 年から、印鑑登録証の機能を備えた独自方式の磁気カード「たんなんカード」を発行していました。自動交付機による証明書の広域発行を実現し、域内市町村管区内における自動交付サービスを共同で展開してきました。この結果、「たんなんカード」は、平成 23 年 2 月現在で 11 万枚以上の発行があり、全住民の半数以上が所有しています。また、自動交付機で利用可能な、暗証番号を登録した「たんなんカード」の登録者数も 7 万人を超えるなど、域内で広く普及していました。

しかし、福井県内市町村は、平成 20 年 3 月から順次、IC カード標準システムの共同利用による広域自動交付サービスに移行していることから、丹南広域組合でも、より効率的に広域の自動交付サービスを展開することによる住民サービスの向上をめざして、平成 23 年 4 月から住基カードを活用した IC カード標準システムによる自動交付サービスに移行することになりました。

丹南広域組合内市町が発行する住基カードには、広域自動交付機能のほか、住基カードの磁気ストライプを使用した印鑑登録証機能や IC カード標準システム利用による図書貸出カード機能が付加されており、ワンカード化が実現します。そこで、複数カード保有による住民の管理負担を解消するため、4 月以降は「たんなんカード」の新規発行を停止し、カードの統合を図ることとしています。

丹南広域組合では、住民の利便性を考慮し、今後もサービスの改善・充実を図る中で、徐々に「たんなんカード」から住基カードへの移行を進めていきたいとのことです。

5.2 印鑑登録証

住基カードを印鑑登録証として利用する際には、写真付き住基カードの券面に住所、

氏名等が記載されていますが、窓口での暗証番号の入力により厳格に本人確認を行うことで、第三者によるなりすまし取得を防ぐことができます。

なお、既に磁気カードでシステムを構築している団体は、当面、住基カードの磁気ストライプ部分を活用することにより、住基カードの多目的利用を実施するという方法も考えられます。この場合は、自動交付のサービスを提供するシステムや自動交付機に対して改修を行う必要がなく、導入経費の抑制につながります。これは、住基カードと自動交付サービス用のカードというように、複数種類のカードを交付する必要がなく、住基カードへワンカード化できるためです。その後、サービスを提供するシステムの更新時期に、独自利用領域を活用した多目的利用に切り替えることでセキュリティの向上を図るという、段階的な導入も可能です。

5.3 図書カード

証明書交付サービスのほか、住基カードを、各市町村がその地域の特性や住民のニーズにあわせたサービスに利用する取組みが行われています。

このうち、住基カードを図書館利用カードとして利用可能とすることで、図書館窓口での本の貸出し、インターネットに接続した端末での図書検索及び本の予約などが行えるサービスを図書館サービスと呼んでいます。

福井県では、既にサービスを実施している市町立図書館に加え、平成 22 年 3 月 16 日から、福井市内にある県立図書館と小浜市内にある県立若狭図書学習センターの 2 つの施設でも住基カードで利用できるようになりました。利用可能な図書館サービスは、図書館窓口での本の貸出サービスです。図書貸出カードは、IC カード標準システム共同利用に参加する市町内において共通利用できるようになっています。県立図書館における IC カード標準システムの住基カード利用は全国初の試みで、他の自治体からも注目されています。

また、那覇市と南風原町では、平成 18 年度に那覇市立図書館のシステムをリニューアルすることになり、これを機に住基カード対応型のシステムのモジュールを組み込みました。これによって、従来の図書館利用者カードに併用して、市内 7 館のすべての図書館で、那覇市または南風原町で図書館サービスの利用登録をした住基カードのよる図書館の貸し出しができるようになりました。

6 住基カードに係る国の施策

国では、社会保障と税の一体改革に係る共通番号に関連する法案の整備に向けた取組みを行っているところです。この法案では、全国民に社会保障と税に係るサービス提供に利用する「個人番号」を付番するとともに、これまでの住基カードに代わる IC カードを交付することとなります。

この IC カードは、これまでの住基カードと同様、「条例の定めるところにより、条例

に規定する目的のために利用することができる」とされており、IC カード標準システムは、住基カードに加えて、この IC カードでの条例利用も可能とする方針です。

7 多目的利用団体の一覧

総務省の調査によると、平成 24 年 4 月 1 日現在、住基カードの多目的利用に取り組んでいる市町村は 185 団体であり、団体名、取組内容は以下のとおりです。

平成 24 年 4 月 1 日現在の多目的利用の状況

都道府県名	団体名	多目的利用の実績 [◎]・・・サービスを提供している。 [○]・・・条例は施行されているがサービスを提供をしていない。											サービス開始時期	備考
		証明書自動交付機	申請書自動作成	検診・健康相談	印鑑登録証	図書館カード	公共施設予約	地域通貨	避難者確認	各種ポイント	救急支援	コンビニ交付		
北海道	室蘭市	○				○							H15.8	
	深川市					○							H17.2	H23.3月温泉ポイントを廃止
	登別市											◎ 住基カードの提示による申請書の省略	H15.8	
	伊達市					○							H16.2	
	長沼町	◎				◎				◎			H17.4(図書・各種) H18.4(自動交付機)	
	音更町				◎	◎						◎	H23.2	
青森県	むつ市	◎				◎	◎						H17.4	証明書自動発行はH23.4から
	横浜町					◎	◎						H17.4	
	風間浦村					◎	◎						H17.4	
	佐井村					◎	◎						H17.4	
	花巻市	◎			◎								H15.8	
岩手県	奥州市	◎			◎							◎	H15.8 H23.3(コンビニ交付)	申請書自動作成、検診等、図書館カード、公共施設予約、救急支援及びその他(病院再来予約)の機能について、利用者が少ないことから平成23年1月1日より廃止とした。
	紫波町	◎			◎								H18.12	
宮城県	塩竈市	◎			◎								H18.6	
	名取市	◎			◎								H22.2	
	利府町	○			○								H23.4	
秋田県	湯上市	◎			◎								H22.10	
	東成瀬村	◎	◎		◎							◎ 針灸マッサージ券申請交付	H19.11	
山形県	山形市	◎			◎								H14.3	
	天童市	◎			◎								H10.10	
福島県	会津若松市	◎			◎	◎						◎	H17.1(下記以外) H17.1～ H23.5.31(自動交付機) H23.2(コンビニ)	証明書自動交付機はコンビニ交付開始のため終了する。
	白河市	◎			◎								H18.1	
	須賀川市	◎			◎	◎						◎	H22.4(下記以外) H22.11(図書館) H23.1(コンビニ)	
	相馬市											◎	H22.4	
	棚倉町	◎			◎								H17.9	

I 基礎編

都道府県名	団体名	多目的利用の実績											多目的利用の実績		サービス開始時期	備考	
		証明書自動交付機	申請書自動作成	検診・健康診断・健康相談	印鑑登録証	図書館カード	公共施設予約	地域通貨	避難者確認	各種ポイント	救急支援	コンビニ交付	その他	内容			
茨城県	古河市	◎			◎	◎						◎	◎	住基カードを提示した70歳以上の市民は市内12施設の利用料を無料とする。	H20.7 H21.10(証明書自動交付機及び印鑑登録証) H22.7(図書館カード) H23.3(コンビニ交付)		
	石岡市	◎			◎										H20.3 H21.11(税証明の自動交付機利用)		
	常陸太田市	◎													H16.3		
	潮来市	○			○										H23.7.1(予定)	H23.4.1条例施行	
	かすみがうら市	◎			◎										H21.4		
	阿見町				◎										H21.1		
栃木県	小山市	◎													H19.1		
	下野市	◎			◎							◎	◎	住基カードを印鑑登録証とし、自動交付機による交付項目に税証明を追加した。	H23.3.24 (自動交付機・コンビニ交付)	窓口による交付手数料300円に対し、自動交付機・コンビニ交付利用者は手数料が200円となる。	
群馬県	前橋市	◎													H15.8		
埼玉県	越谷市	◎													H15.8		
	戸田市										◎				H23.1		
	朝霞市	◎													H17.1		
	北本市	◎	◎		◎						◎				H22.2		
	毛呂山町	◎													H15.11		
	小鹿野町				◎						◎				H23.4		
千葉県	市川市	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	福祉利用券	H16.11 H22.2(コンビニ交付)		
	柏市	◎													H21.2		
	市原市	◎			◎										H17.11		
	浦安市	◎													H15.8		
	松戸市											◎			H22.10(コンビニ交付)		
東京都	港区	◎			◎										H18.5		
	新宿区	◎													H21.6		
	文京区	◎			◎										H15.10		
	台東区	◎			◎										H15.8		
	江東区	◎													H16.12		
	世田谷区	◎													H16.11		
	渋谷区	◎			◎							◎		H21.1 H22.2(コンビニ交付)			
	荒川区	◎			◎	◎						◎		H15.8 H23.4.1(コンビニ交付)			
	練馬区	◎													H18.10		
	葛飾区	◎										◎		H22.3(証明書自動交付機) H23.2(コンビニ交付)			
	江戸川区	◎			◎										H15.12		
	三鷹市	◎			◎							◎		H22.1(証明書自動交付機・印鑑登録証) H22.2(コンビニ交付)			
	府中市	◎			◎								◎	福祉ナビゲーション	H19.4		
	町田市											◎			H23.3		
	小金井市				◎							◎			H23.3.16(印鑑登録証) H23.4.1(コンビニ交付)		
	小平市	◎			◎										H19.2		
	東村山市												◎	電子ロッカー	H17.5		

都道府県名	団体名	多目的利用の実績 [◎]・・・サービスを提供している。 [○]・・・条例は施行されているがサービスを提供をしていない。												サービス開始時期	備考
		証明書自動交付機	申請書自動作成	検診・健康診断・健康相談	印鑑登録証	図書館カード	公共施設予約	地域通貨	避難者確認	各種ポイント	救急支援	コンビニ交付	その他		
神奈川県	藤沢市	◎										◎		H20.2(証明書自動交付機) H23.2(コンビニ交付)	
	大和市	◎	◎											H17.1	
	海老名市	◎			◎	◎								H19.10	
	座間市	◎			◎	◎						◎		H15.8 H23.3(コンビニ交付)	
新潟県	三条市				◎	◎	◎					◎	◎	H19.4 H19.4 H19.7 コンビニ交付 H23.3～サービス開始	23年3月にコンビニ交付が開始されたことにより、証明書自動交付機を廃止した。
	柏崎市			○			○		○				○	*健康履歴、 *国民健康保険資格確認、 *介護認定	H21.3末を持ってサービス停止
	十日町市	◎			◎								◎	子育て応援カード	自動交付機等 H23.2 子育て応援カードH22.6
	見附市												◎	*健康運動教室参加者認証カード	H21.7
	村上市				◎										H20.4
富山県	南砺市	◎			◎	◎	◎					◎		H15.8	
福井県	福井市	◎			◎	◎								H16.1	
	敦賀市	◎												H15.10	
	大野市	◎			◎	◎								H21.3	
	鯖江市	◎			◎	◎								H23.4	
	あわら市	◎			◎	◎								H20.3	
	越前市	◎			◎	◎								H23.4	
	坂井市	◎			◎	◎								H22.3	
	永平寺町	◎			◎	◎								H20.3	
	池田町	◎			◎									H23.4	
	南越前町	◎			◎									H23.4	
	越前町	◎			◎	◎								H23.4	
	高浜町	◎			◎	◎								H21.3	
山梨県	おおい町	◎			◎	◎								H21.3	
	若狭町	◎			◎	◎								H21.3	
	富士吉田市	◎			◎							◎	◎	H21.11、H23.4	割引き制度を導入
	斐崎市	◎				◎						◎		H23.3	
	南アルプス市	◎										◎		H23.3.1	
	笛吹市	◎										◎		H19.6	
長野県	甲州市	◎										◎		H19.6、H23.3	自動交付機はH19.6
	富士河口湖町				◎							◎		H23.4	
	飯田市				◎									H15.8	
	伊那市	◎			◎	◎		◎				◎		H15.8	H23.2～コンビニ交付
	駒ヶ根市	◎			◎	◎		◎				◎		H15.8	H23.2～コンビニ交付
	辰野町	◎			◎	◎						◎		H15.8	H23.2～コンビニ交付
	箕輪町	◎			◎	◎						◎		H15.8	H23.2～コンビニ交付
	飯島町	◎			◎	◎		◎						H15.8	
岐阜県	南箕輪村	◎			◎	◎						◎		H15.8	H23.2～コンビニ交付
	中川村	◎			◎	◎		◎						H15.8	
	宮田村	◎			◎	◎						◎		H15.8	H23.2～コンビニ交付
	岐阜市	◎			◎									H15.10	
静岡県	大垣市	◎			◎	◎								H15.8	
	高山市	◎			◎	◎								H16.4	
	静岡市	◎					◎							H18.12(自動交付機) H22.4(公共施設予約)	
	富士市	◎			◎	◎								H21.7	
愛知県	掛川市	◎		○	◎	◎	◎					◎	◎	窓口交付	H15.8
	裾野市	◎			◎									H17.10	
	蒲郡市	◎			◎									H18.10	
	知多市	◎	◎		◎									H15.8	

I 基礎編

都道府県名	団体名	多目的利用の実績 [◎]・・・サービスを提供している。 [○]・・・条例は施行されているがサービスを提供をしていない。											その他	内容	サービス開始時期	備考
		証明書自動交付機	申請書自動作成	検診・健康相談・健康診断・	印鑑登録証	図書館カード	公共施設予約	地域通貨	避難者確認	各種ポイント	救急支援	コンビニ交付				
三重県	名張市	◎	◎	◎	◎	◎									H19.1 ・図書館カード H21.5～	
	多気町	◎	◎		◎										H20.2 ・印鑑登録証 平成21年1月8日～ ・自動交付機 平成21年2月3日～	
	伊賀市	◎			◎											
滋賀県	大津市	◎			◎										H16.7	
	長浜市	◎							◎						H15.10 (証明書自動交付) H17.9 (ポイントサービス)	平成22年4月1日から窓口による交付手数料が1通につき300円に値上がりしたのに対し、証明書自動交付機による交付は1通につき200円に据え置いた。
	近江八幡市	◎			◎										H15.8	H23年度末廃止予定
	栗東市	◎			◎										H18.11	
	愛荘町	◎			◎						◎				H20.4 (証明書自動交付) H22.11 (コンビニ交付)	コンビニ交付では、住民票と印鑑証明書のみを交付。
大阪府	堺市	◎			◎										H20.2(証明書自動交付機) H22.4(印鑑登録証)	
	豊中市	◎			◎										H21.2.2	
	池田市	◎				◎									H16.3	
	枚方市	◎	◎		◎							◎	コミュニティWEBサイト	H17.12		
	茨木市	◎			◎										H21.1	
	大東市	◎	◎		◎										H17.6	
	羽曳野市	◎	◎		◎	◎									H15.10	公共施設予約：公共施設予約システムが変更になったため。
	東大阪市	◎													H18.2	
兵庫県	神戸市	◎													H19.7	
	西宮市	◎	◎		◎	◎						◎			H19.10～証明書自動交付機、申請書自動作成(印鑑登録証明書のみ)、印鑑登録証 H20.10～図書館カード H23.3コンビニ交付	
	洲本市	◎							◎						証明書自動交付機(H18.3) 避難者確認(H21.10)	
	加古川市	◎			◎	◎									H16.11 H20.4自動交付機、申請書自動作成 H23.3コンビニ交付	
	三木市	◎	◎								◎				H21.10 H21.10	
	南あわじ市								◎							
	淡路市								◎							
	たつの市	◎			◎	◎		◎							H18.11～地域通貨 H22.4～証明書自動交付機、印鑑登録証、図書館カード	地域通貨は事業終了に伴い、新規受付は終了
奈良県	播磨町					◎									H21.04	
	橿原市	◎			◎										H20.4	
	生駒市		◎								◎				H23.4	

都道府県名	団体名	多目的利用の実績 [◎]…サービスを提供している。 [○]…条例は施行されているがサービスを提供をしていない。											サービス開始時期	備考		
		証明書自動交付機	申請書自動作成	検診・健康診断・健康相談	印鑑登録証	図書館カード	公共施設予約	地域通貨	避難者確認	各種ポイント	救急支援	コンビニ交付			その他	内容
和歌山県	橋本市	◎	◎		◎				◎						H18.3.1	
島根県	松江市	◎													H15.8	
	浜田市	◎													H21.2	
	出雲市	◎													H15.8	
	雲南市							○	○						H17.12	避難者確認をH21年度末で休止
岡山県	岡山市	◎			◎										H21.4(印鑑登録証) H21.7(自動交付機)	
	倉敷市	◎				◎	◎								H21.1	
	井原市	◎													H15.8	
	新見市	◎		○			○								H15.8	○のサービスについてはH21.4から休止中
広島県	廿日市市	◎			◎										H19.12	
山口県	下関市	◎		◎		◎	◎								H17.12	
香川県	高松市	◎													H20.1	
愛媛県	松前町		◎		◎	◎										
福岡県	大牟田市											◎			H23.2	
	飯塚市	◎			◎										H15.8	
	宗像市	◎			◎										H16.4	
	福津市	◎													H17.1	
	宇美町	◎			◎							◎	宇美町・志免町・粕屋町での自動交付機の共用	H19.2		
	志免町	◎			◎	◎						◎	宇美町・志免町・粕屋町での自動交付機の共用	H19.2		
	粕屋町	◎			◎							◎	宇美町・志免町・粕屋町での自動交付機の共用	H19.2		
佐賀県	佐賀市	◎													H16.6	H23.3.31で申請書自動作成システムおよび、印鑑登録証を兼ねるサービスを廃止(システム廃止に伴い)。
	鳥栖市											◎	鳥栖ネット登録者にHPで市税納付状況やイベント情報の提供、電子メールに受け取り等	H22.7		
熊本県	上天草市											◎	児童安全安心システム	H19.12	H19.9.21条例施行	
	阿蘇市							○							H17.11	
	益城町	◎			◎							◎		交付機 : H23. 2. 28 印鑑証明 : H23. 2. 1 コンビニ : H23. 3. 30	H23.2.1条例施行	
大分県	大分市	◎													H21.1	
	佐伯市	◎	◎												H15.8	
	豊後高田市	◎													H17.4	
	日出町															地域通貨の住基カード利用(H18.12開始) H22.11.30終了 安全安心メール配信(H18.12開始) H23.3.31終了
宮崎県	宮崎市	◎			◎	◎									H15.8(自動交付機・印鑑登録) H17.3(図書カード)	
	綾町											◎	食の安全安心システム	H19.4		
	新富町								○			○	学童安心安全サービス	H18.9(避難者・その他)	H19.8終了	
	高千穂町					○						◎	バスカード(電子マネー)	H17.12		

I 基礎編

都道府県名	団体名	多目的利用の実績 [◎]…サービスを提供している。 [○]…条例は施行されているがサービスを提供をしていない。													サービス開始時期	備考
		証明書自動交付機	申請書自動作成	検診・健康相談・健康診断・	印鑑登録証	図書館カード	公共施設予約	地域通貨	避難者確認	各種ポイント	救急支援	コンビニ交付	その他	内容		
鹿児島県	鹿児島市	◎													H16.11	
	鹿屋市	◎													H19.4	
	出水市	◎			◎										H20.2	
	西之表市	◎			◎										H19.7	
	薩摩川内市	◎	◎		◎							◎	窓口簡易交付、移動連絡車発行等	H18.2		
	中種子町	◎			◎										H19.7	
	南種子町	◎			◎										H19.7	
沖縄県	那覇市	◎			◎	◎									H17.10	
	宜野湾市	◎													H20.2	
	浦添市							◎							H18.10	
	名護市														H16.5	H23.4.1 条例廃止
	南風原町	◎			◎										H19.2	

(資料出所：総務省「住民基本台帳カードの多目的利用に取り組んでいる市区町村」(平成24年4月1日現在))